

指名停止状況

(令和4年11月28日現在)

業 者 名	住 所	停 止 期 間	停 止 理 由
パシフィックコンサルタンツ(株)	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地	令和4年6月15日～令和4年12月14日	同社の使用人は、富山県富山市発注の呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託の入札を巡り、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕された。
(株)ジイケイ設計	東京都豊島区高田三丁目37番10号	令和4年6月15日～令和4年12月14日	同社の使用人は、富山県富山市発注の呉羽丘陵フットパス連絡橋周辺広場整備基本計画策定等業務委託の入札を巡り、令和4年2月14日に公契約関係競売入札妨害の容疑により逮捕された。
(株)銭高組	大阪府大阪市西区西本町二丁目2番4号	令和4年7月7日～令和5年1月6日	同社の元社員は近畿中部防衛局が発注する工事の入札について、令和4年5月31日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の罪で在宅起訴された。
(株)浅沼組	大阪府大阪市浪速区湊町一丁目2番3号マルチ難波ビル	令和4年9月14日～令和5年9月13日	同社の使用人は千葉県市川市発注の市川市立塩浜学園の旧校舍取り壊し工事の入札を巡り、令和4年7月26日に公契約関係競売等妨害の罪で逮捕された。
(株)大塚商会	東京都千代田区飯田橋二丁目18番4号	令和4年11月4日～令和5年2月3日	左記業者は広島県又は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
中外テクノス(株)	広島県広島市西区横川新町9番12号	令和4年11月4日～令和5年5月3日	左記業者は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
Dynabook(株)	東京都江東区豊洲五丁目6番15号	令和4年11月4日～令和5年5月3日	左記業者は広島市が発注するコンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月6日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
(株)ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	令和4年11月9日～令和5年2月8日	左記業者は愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
(株)ソラスト	東京都港区港南一丁目7番18号	令和4年11月9日～令和5年2月8日	左記業者は愛知県又は岐阜県に所在する病院が発注する医事業務の入札等において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和4年10月17日、公正取引委員会から違反事業者の認定を受けた。
富士食品商事(株)	埼玉県ふじみ野市上福岡二丁目6番10号	令和4年11月9日～令和5年2月8日	左記業者は、本市発注の「北部中学校給食調理業務委託(その2)」の指名競争入札において、令和4年11月4日に落札者と決定されたが、入札金額に誤りがあったとして同日に当該案件の契約辞退届を提出した。
ノームラ化水工業(株)	流山市野々下二丁目682番地の6	令和4年11月9日～令和4年12月8日	左記業者は、本市が発注した「流山市立小山小学校教室整備工事(機械設備工事)」において、当該工事の下請業者であるサンレイ工業株式会社の作業員が、令和4年10月24日に2階から4階パイプシャフト内に施工済みの電線管を3階パイプシャフト天井内で管の切断作業を行っていたところ、安全管理が不適切であったことにより、切断と同時に下部の電線管が1階の天井を突き破って落下する事故を発生させた。
サンレイ工業(株)	松戸市岩瀬614番地の13	令和4年11月9日～令和4年12月8日	左記業者は、本市が発注した「流山市立小山小学校教室整備工事(機械設備工事)」において、令和4年10月24日に2階から4階パイプシャフト内に施工済みの電線管を3階パイプシャフト天井内で管の切断作業を行っていたところ、安全管理が不適切であったことにより、切断と同時に下部の電線管が1階の天井を突き破って落下する事故を発生させた。
(株)橋本組	静岡県焼津市本町二丁目2番1号	令和4年11月28日～令和4年12月27日	左記業者は、本市が発注した「(仮称)南流山地域図書館・児童センター外構及び防球ネット設置工事(その2)」において、工事の仮設材である釘打ちされた木片が隣接する南流山中学校校庭に放置されていたため、安全管理が不適切であったことにより、当該校の生徒が誤って木片を踏んでしまい、負傷させる事故を発生させた。
サンコーテクノ(株)	流山市南流山6丁目21番地の9	令和4年11月28日～令和4年12月27日	左記業者は、本市が発注した「(仮称)南流山地域図書館・児童センター外構及び防球ネット設置工事(その2)」において、工事の仮設材である釘打ちされた木片が隣接する南流山中学校校庭に放置されていたため、安全管理が不適切であったことにより、当該校の生徒が誤って木片を踏んでしまい、負傷させる事故を発生させた。